

論文

田子一民の「良夫良父主義」

一大正期日本の父親論におけるジェンダー・ポリティクスと「ヘゲモニー」－

かいづま けいこ
海妻 径子

<キーワード>

父親論 (fatherhood theory) 男らしさ (masculinity)
 ジェンダー・ポリティクス (gender-politics) ヘゲモニー (hegemony)

<要旨>

本稿は、田子一民の評論「良夫良父主義」を取り上げ、そこにみられる性別役割分担を否定し情愛に満ちた父親像を肯定する言説が、既存のジェンダー秩序の「ヘゲモニー的装置」として、どのように良妻賢母批判を国家社会の為に活動する男性のあり方と両立可能なかたちに馴化・変形していったのかを明らかにするものである。「良夫良父主義」において良妻賢母批判は、まず「放縱と自由の抑制」の主張へと変形させられる。だが「放縱と自由」は、男性に適用される場合は飲酒や夜遊びによって母親の安定した子育て環境をおびやかすこととされるのに対し、女性の場合には権利を主張すること自体とされた。また男性が国家社会の為に家庭を犠牲にすることは「放縱と自由」から除外されたのである。社会改良主義者であった田子は、労働者が権利を主張して直接行動に出るのをやめると共に資本家も放縱な労働者の搾取を抑制すべき、と考えていたが、彼は労使と男女を同じ構造でとらえ、対立する二者それぞれの「放縱と自由の抑制」により問題を解決しようとしたのである。

1.はじめに

(1)本稿の目的と分析枠組み

本稿は、「新時代の婦人」(白水社、大正9/1920)に収録された田子一民の評論「良夫良父主義」を取り上げ、大正9年前後における日本の父親論のひとつとして、家族におけるジェンダー・ポリティクスの「ヘゲモニー的装置²⁾」としてどのような知を示しているのか、考察を行うものである。

最初に本稿の分析枠組みについて論じる必要がある。「ヘゲモニー」には様々な定義があるが、本稿ではジットリンの定義に依拠する。ジットリンはグラムシによって示された「ヘゲモニー」概念を「常識と日常的実践へのイデオロギー（観念と憶説）の浸透とイデオロギーの精巧化を介して、支配階級（あるいは諸支配階級の連合体）が従属階級や従属集団を支配することであり、大衆に既存の秩序を承認させるための操作である」と定式化した上で、「ヘゲモニー」は「単一的ではなく、複雑な内部構造を持ち、絶えず更新され、再生され、保護され

ている」、「閉鎖系ではなく、競合的であり続けるために『構造的な漏れ口（leaks）』を有する」とつけ加えている。したがって「自由資本主義社会においては、ヘゲモニーは反対を馴化し、それを核心的なイデオロギー構造と両立可能なかたちで吸収することにより発展する」柔軟性をもったものなのである (Gitlin 1979, pp.263~264、同1980, p.252、訳文は大畑1988、p.88による)。つまりジットリンはあらゆる社会を、内なる対立をも含めて既存のかたちに再生産しようとする実践と意味の組織体としてとらえ、自らが分析したTV番組などの現代メディアを、前述の再生産を行う「文化装置（cultural system）」のひとつであると考えたのである (Gitlin 1979, p.251)。

以上を踏まえて本稿では、既存のジェンダー秩序を人々に承認させるための文化装置として上記父親論を読むことを試みる。しかも「反対を馴化」、すなわちフェミニズム的観念を取り込み、既存のジェンダー秩序と両立可能なかたちに変形させ、取り込むはたらきをもつ装置として読むのである。文化装置はある優先的なフレー

ム（解釈枠組み）を受け手に示すことにより、支配的なイデオロギーに沿った認識の体系=知を構築する。したがって本稿では当該の父親論において、あるフレームのもとでフェミニズム的観念がいかに変形され、既存のジェンダー秩序と両立可能な知として受け手に示されていくか、その過程を明らかにする。

父親論に対し、上述のような読みを行う意義は以下に述べる通りである。筆者はこれまで、明治40～昭和10年代における父親についての言説を掘り起こす努力を続けてきたが、父親に関する言説は、母親や家族一般に関する言説ほど数多くの資料に高い頻度で登場するとは言えない。もちろんこの背景には「子育て=母親の領域」という前提がある。その一方でわずかに登場する言説を書き集めてみると、部分的にはあるが性別役割分担を否定したり、情愛に満ち子どもと日常的にかかわる父親像が提示されていることが少なくない³⁾。

近年、近代家族研究では人々の言説に注目し家族に関する観念を明らかにする社会史的な研究が盛んであり、観念と「実態」との関係性が議論されているが⁴⁾、いずれにせよ観念は「実態」を何らかのかたちで規定していると考えられ、したがってより「『実態』への規定力・影響力が強い」と考えられる資料にあらわれた観念に注目するのが通常である。具体的には、教科書や育児書、雑誌や新聞の中でも啓蒙・先取的なものが人々への規範性を帯びている資料として取り上げられ、あるいは大部数を誇る大衆向けの雑誌や新聞が広く人口に膾炙した資料として取り上げられることとなる⁵⁾。このような先行研究の枠組みにおいては、教科書の中心的な主題でもなければ大衆誌が繰り返しつづき取り上げるテーマでもない父親の観念は、さほど注目に値しないものとなりがちである。またわずかに登場する言説に見られる父親の観念は「少数の者による例外的な議論」あるいは「一部の進歩主義者による先駆的議論」ではあるが、父親の「実態」にはあまり影響を及ぼさなかったものと見なされる。

しかし性別役割分担の一部否定や、情愛に満ち子どもと日常的に関わる父親像を良しとする言説は、筆者の調査した限りで早くも明治30年頃より、複数の論者により異なる時代に断続的に示されている⁶⁾。これを「先駆的な人はいつの時代にもいたのだ」と片づけるのは安易に過ぎまい。また山田昌弘の指摘によると近代社会は「情緒化」、すなわち情緒的であることに高い価値をおくようになっているという（山田1994）。情愛に満ちた父親像の肯定はこの「情緒化」の方向性に一致しており、むしろ言説空間における多数派になる方が当然とも考えられる。

このような疑問にたつとき、上述の「ヘゲモニー」と

いう概念が新たな視座を開く可能性がある。性別役割分担を否定し情愛に満ちた父親像を肯定する言説を、「進歩主義者による先駆的議論」と見るのでなく、社会の「情緒化」、あるいはフェミニズム思想の登場といった、既存のジェンダー秩序や男性のあり方を揺るがしかねない「反対」が出現したとき、それを馴化し、変形し、取り込んだプロセスとして見るのである。

ジットリンは、アメリカのTV番組を分析し、いくつかの番組における登場人物の設定や示される観点において、マイノリティを採用しながらも、最終的・全体的には支配的イデオロギーに沿ったかたちでの解答が導かれることを明らかにしているが（Gitlin 1979）、性別分業を否定し情愛に満ちた父親像を肯定する言説は、上述のマイノリティが登場するTV番組同様、既存の秩序に開いた「漏れ口」であると見なすことはできまいか。情愛に満ちた父親像を肯定する言説が言説空間において多数を占めないのは、これが「ヘゲモニー」における「漏れ口」であり、最終的・全体的には既存のジェンダー・イデオロギーに沿ったかたちでの解答=知が示されるためであると説明することができる。「漏れ口」としての父親論は、その主張内容が「実態」へ直接的な影響を与えたためにではなく⁷⁾、フェミニズム思想を既存のジェンダー秩序が取り込みつつ無化していく知の権力作用を読みとることができるために、分析対象としての意義がある、と筆者は考える。

本稿では田子の父親論を一事例として、どのような「反対」が組上に置かれ、どのようにして馴化・変形されていくのかを明らかにしていく。したがって当該父親論の論理の不整合に着目していく。他の研究枠組みにおいては、論理の不整合は当該父親論の「限界」や「矛盾」と見なされるであろうが、本研究の枠組みにおいては、その不整合こそが「反対」が変形され取り込まれた結果なのであり、当該父親論が「ヘゲモニー的装置」として機能しているあらわれである、ととらえる⁸⁾。なぜなら「ヘゲモニー」は対抗イデロギーに対する吸収力・可塑力により「常に内部矛盾、対立を含んでいる」（大畠1988、p.88）と考えられるからである。いずれ他の父親論についても同様の分析をすることにより、馴化・変形のプロセスのバリエーションや時代的推移を調べていくことも必要であるが、頁数の都合上次稿に譲る。

（2）田子一民の略歴

次に、本稿の分析対象である「良夫良父主義」の執筆者、田子一民の略歴を述べておきたい。

田子は明治14（1881）年に岩手県盛岡市に士族の二男として生まれた。火事や父の死に遭うなどして困窮し、13歳のとき授業料滞納で高等小学校を退校となってい

る。奉公・独学を経て16歳で復学し、24歳で東京帝国大学法科政治科に進学した。在学中に東京女子大生の福岡珠子（後の田子静江。文筆家として知られる）と、禅を通じて知り合い、明治40（1907）年結婚。ちなみに、この頃やはり禅の修業に励んでいた平塚らいてうは、参禅する田子夫妻と寺でしばしば会っており、後年エッセイでそのことに触れている。平塚らいてうは明治19（1886）年生まれでやや田子の方が歳上であるが、ほぼ同時代人と考えて良いであろう。平塚が塩原（「煤煙」）事件で一躍世人の注目を集めることになる明治41（1908）年、田子は帝大を卒業し内務省に入省した。

山口県に5年間赴任するなどした後、大正6（1917）年に初代の救護課長に就任する。大正7（1918）年から翌8（1919）年にかけて、欧米の社会事業を視察し、大正11（1922）年には内務省社会局長となった。大正12（1923）年には三重県知事、昭和3（1928）年以降は衆議院議員に転じ、昭和16（1941）年には衆議院議長を務めた。第二次世界大戦後も、公職追放を受けたのちに再び議員となり、第四次吉田内閣の農林大臣となっている。しかし生涯社会福祉事業への関わりは変わらず、昭和26（1951）年には設立された中央社会福祉協議会（後の全国社会福祉協議会）会長に就任した。そして昭和63（1963）年、83歳で没している。

田子の著作活動は、山口県赴任より帰京後、地方改良運動について論じることから始まっている。田子の思想を研究した加藤千香子によると、従来の地方改良論が地域の名望家を地方自治の核として期待していたのに対し、彼は学校教育や青年団による社会教育によって地方自治の担い手たる国民＝「自治民」を育成することを主張したという。そして田子が母子扶助法の制定を主張するなど「家庭」重視を強調するようになったのは、欧米視察後であった。加藤は、「彼の『家庭』重視の背景には前述の『自治民』育成という発想がまず土台としてあり、さらに視察した欧米で『国民』統合の前提として、国家社会から疎外されていた労働者・女性という存在に対しての人格承認・地位向上」が行われたことを知ったためである、と指摘している。「健全な国民」を作り出すために必要な、生活の安定や向上をはかる重要な場として、田子は「家庭」に注目したのである（加藤1995）。「良夫良父主義」が著された大正9年は、田子が欧米視察から帰国してまもなくの頃であり、上述のような彼の「家庭」に対する関心の一環として書かれたものであると考えられる。

加藤は、あくまで田子は「育児や消費生活といった『家庭』内の役割を發揮することが、女性の国家社会への参加・貢献であると論じた」性別役割分業観念の持ち

主であり、彼が女性参政権の積極的な実施論者であったことを評価しながらも、それは「『家庭』を基盤とする女性の政治参加によって、『国家』と『家庭』とがより緊密化することを期待した」ためである、と述べている（加藤1995, 1996）。この指摘を踏まえれば、田子は「『国家』と『家庭』とがより緊密化することを期待した」ために男性の子育てへのかかわりを論じざるを得なかつた、ということになるであろうか。このように「新しい女」の同時代人として、あるいは国民育成のための家庭基盤充実をはかる内務官僚として、田子はジェンダー・ポリティクスの前線に立っていたのであり、彼の父親論を「ヘゲモニー的装置」として読む意義はここにある。

2. 「良夫良父主義」の論旨と特徴

さて、いよいよ田子の父親論「良夫良父主義」の分析に入るが、まず本節では論旨を、特徴と思われる点を中心いて記述に沿って追っていく。その過程で「良夫良父主義」にある論理の不整合が明らかとなる。前節(1)で述べたように、その不整合こそが着目すべき点であるが、詳しい分析は次節で述べることとし、本節ではひとまず論旨を整理するにとどめる。なお、本稿での分析は単行本『新時代の婦人』（白水社）の大正9（1920）年初版本に掲載されたものをもとにしている。

（1）特徴1：義務を負う男性像

「良夫良父主義」は「『新しい女』と呼ばれる婦人達によって、幾度か攻撃せられた良妻賢母主義にも幾多の長所がある」（p.13）との文章から始まる。田子は「服従も美德であり、内を守るも美德であって、これを良妻と謂ふのも意味があると思ふ。又賢母主義も一概に排すべきではない。子女の教育には、母は最も偉大なる力をもつて居る」（p.14）と主張する。

「服従も美德であり、内を守るも美德」という表現は、儒教的な男女の主従関係の主張に聞こえる。しかし同時に田子は、「家庭は男子のみの家庭でもなければ、女子のみの家庭でもない。男女の家庭である（中略）従つて夫は夫としてその家庭及び妻子に対する義務があるし、妻は妻として家庭及び夫に対する務めがあるべきである」（p.15）とも述べる。田子は男性を、家庭内で何ものにも拘束されない家父長としてとらえるのではない。また、男性が負うべき義務は「家」や祖先に対するものとしてではなく、家庭や妻子に対するものとしてとらえられている。

田子は「然るに女子を教育する場合には、特に良妻賢母主義を重く考へるのに反して、男子を教育する場合には、夫として父としての道徳に就いて、余りに寛大に取り扱ひ過ぎて居りはすまいか」（p.15）と問いかける。

田子は「男子は、常に直接国家の軍備、公務に参与する様に考へられ、又外部に出て働くことが、男子の道徳として重い部分を占めている」(p.15)とは捉えているものの、「現代社会に於ては、社会及び家庭に於ける男子と女子との共同責任の観念が明瞭になり、その社会進歩の基礎が家庭にあつて、家庭の健実な発達は社会の進歩に就いて重大な要素であることが、社会学者によつて一層明瞭に説明せられる様になつた」(pp.15~16)、したがつて「夫と父とには、徹頭徹尾（中略）、悪夫であつても、愚父であつても、それは社会の平準であるかの様にされて居るのは不思議でならない」(p.17)と考える。

つまり「良夫良父」とは、「良妻賢母」と共同で家庭に対する義務を負う男性なのである。しかも「社会進歩の基礎が家庭に」あるがゆえに、家庭に対する義務とは同時に社会に対する義務なのであった。

(2)特徴2：母親の「地位」向上の手段としての「良夫良父」

さて、「悪夫」である、あるいは「愚父」であるとは、具体的にどのようなふるまいを指すのであらうか。それは例えば「飲酒」であり「夜遊び」(p.18)である。これらを行う男性は「その妻を見ること女中の如く、彼の妻をして、母の威厳と愛情とを發揮せしめる所なく、憂鬱と焦々した神経病者の様な生活をなさしめ（中略）、その憂鬱と神経過敏にあいて、弊履のごとくこれを棄て去り、つまらぬ倫落の女などを家庭に引入れて平氣で繼子いぢめの任務をとり行はして居る」(pp.19~20) その結果「国立感化院あり、府県に府県感化院ありその可憐なる児童の中には此等の境遇から斯くなつた者が少なくない」(p.20)、と田子は述べる。家庭不和や生母との離死別が不良少年を生み出す、というのは同時代にしばしば見られる主張である。

「良夫良父」は、子育てに不可欠な存在としての母親の、「地位」を向上させる手段であった。だからこそ田子は「妻たり、母たるもののが」「造次にも、顛沛にも、夫と一所に居り、一所にあゆみ、一所に行き、影の形に添ふ様なことが行はれて居る外国風になること」を、「自己享樂の満足を第一義とし」たものであると非難する(p.32)。なぜならば「これが為に家庭が犠牲になる。殊に子供は犠牲になる。子供は寂しく、女中や、乳母の手に日を暮らすみじめを悲しむものである」からである(p.32)。「良夫良父」の「良夫」とは、緊密なパートナーシップのもとに妻と寄り添う夫ではない。子どもの母親を尊重し、より良い子育てが可能な環境を整える夫こそが「良夫」なのであった。

(3)特徴3：女性を通しての男性の変革

前述したように、田子は男性の「飲酒」や「夜遊び」

を「悪夫」「愚父」の所業として非難する。しかも彼は警視庁が行った私娼取締に触れて「女子に対する問題でなくして男子に対する問題である。女子のこの種の人々を根絶すべき問題でなく、この種の女を要求する男子をこの世から無くすることを要する問題である」(pp.24~25)と述べる。田子は「根本的には我が國には、夫たり父たるの道徳が高潮せられないために、他日の夫と父、現在の夫と父との心得の等閑視せられて居ることが此等の重要問題の禍根である」(p.25)と、男性自体の変革を求めているかのように見える。

だが田子は男性に「夫たり父たるの道徳」を普及徹底させるための具体策を示さない。強いて言えば「何故に今の小学校の修身書にも、中等学校の修身書にも夫としての道徳を重く見ないのであらうか」(p.16)などと述べているくらいである。むしろ矛先は「婦人は男子に対して、婦人同様の責任を家庭及び妻に対して実行すべきことを要求するの熱情を注ぐことが大切である」(p.26)と、女性の方に向けられる。

田子が考える男性の「良夫良父」化は、女性のはたらきかけを大いに期待するものであった。しかしその女性のはたらきかけは「権利とか、自由とかを高唱」(p.26)するものであつてはならない。女性が財産を持ったり就労して収入を得ることによって、夫への影響力と対等性を獲得する、というやり方は、「婦人を今日の悲哀から、明日の悲哀に送る丈けの事であると思ふ」(pp.35~36)と避けられる。「財産家の一人娘が、何時生家に帰つても少しも、生活に困難しないと云ふ状態にあつても、その夫は必ずしも、その妻を敬し、その子を愛するものときまつた訳のものではない又仮令女戸主で、大財産の所有者であつても、その夫の放蕩とか、淫逸とか云ふことを絶対に防ぎきれるものでない」(pp.36~37)また、「職業上の独立があつても、男子、夫、父としての女子、妻、母に對する考が改まらない以上、職業上の婦人は、辛労と疲労とに終生を送り、女子の天職にそむいて労働と辛苦と飢餓とに泣く丈けであろう（中略）。資本主義の現社会に於て、選挙権あり、財産権あり、相続権ある男子でさへも、経済上の不自由に泣いて居るものが多い。況んや婦人に於ておやと云ふべきである」(pp.37~38)

したがつて「先ず何よりも真先きに、即ち良妻賢母主義よりも、職業婦人よりも、良夫賢父主義を主張する」(p.38)ことが必要であり、具体的には女性が「たゞ夫を熱せしめ反省せしめる熱情を燃やす」(p.26)、あるいは「その結婚を決定するに當つて男子の学問だとか、体格だとか位を標準にして、その他は気前がよいとか、男性らしいとか位を考へる位なものである。甚だしいになると、財産があるとか、大学を出たとか位を標準にし

て居るものさへある」(p.29) という状態を、「家庭を重じ、妻子を重する夫を以て、夫の資格の一つ」(p.28) と変えていくことによって行われるべきだ、というのが田子の主張である。

(4)特徴4：「公」に対する家庭の従属

田子は「社会の風俗習慣自身が、男をして家庭の人とし、夫とし、父としての任務を十分果たし得ない様になつてゐる」(pp.28~29) と鋭く指摘する。「会社とか、官庁とかに終日勤務し、夜は宴会に宴会と打ち続け、朝は子供は夙に学校に行き、太陽沖天に登つて起き、子供の物語をきく暇さへもたぬ父」(p.32) は男性の働き方により構造的に生み出されたものである。

だが田子は社会の改革には踏み込まない。むしろ「斯く謂へばとて、男子の使命は専ら家庭にあり、即ちその使命は妻に對してのみあり、子に對してのみ存するとなすものと誤解されては困る（中略）。時には、家庭をよそにして國家の為に、社会の為に活動しなければならぬ」(p.31) とすら述べる。

本節(1)で述べたように、田子は「家庭の健実な発達は社会の進歩に就いて重大な要素である」から、家庭に対する義務は同時に社会への義務であるとの論理を展開し、男性が家庭への義務を負わないことを批判した。彼の主張は一見、「国家」や「公」「社会」の仕事の重みと、家庭の仕事の重みを同等にみなすかに見える。だが、彼が批判するのはあくまで「夫たる男子のみの歓樂と、放縱との為めに家庭が犠牲にせらる」(pp.31~32) 場合であり、「国家の為」「公の為」「社会の為」に「或る程度に家庭を犠牲に供するのは当然である」(p.31) してしまう。

田子は、男性も家庭に義務を負うべきであると主張したが、その家庭は「公」に対して従属するものであった。結果として彼は「或る程度家庭を犠牲にする『良夫良父』」という、矛盾をはらんだ像を提示することとなる。「或る程度」が一体どの程度を指すのかについては、全く明らかにされない。田子はただ「男子のみの歓樂」の為に家庭が犠牲になる事のみを問題とし、「良夫と賢父を造るを急としなければならぬ。是は女性の悲哀を光明に導く正しい道であると思ふ」と、「良夫良父」が母親の地位を向上させる点を強調して評論をしめくくるのである。

3. 「ヘゲモニー的装置」としての「良夫良父主義」

(1) 「良夫良父主義」における馴化・変形のプロセス

本節では前節で紹介した「良夫良父主義」の論旨展開に、第1節(1)で示した分析枠組みの当てはめを試みる。再確認すると、「ヘゲモニー的装置」とは「反対」を馴化・変形し取り込む操作であり、この操作は既存の秩序の「核心」と両立可能なかたちで行われる。

既述の分析枠組みを当てはめると「良夫良父主義」において、「反対」には「新しい女」の良妻賢母批判が、「核心」には「國家の為に、社会の為に活動」する男性のあり方が、それぞれ対応していると考えられる。したがって「ヘゲモニー的装置」として「良夫良父主義」を読むということは、この父親論を、良妻賢母批判を受けて男性の変革を模索した「先駆的議論」としてではなく、良妻賢母批判を「國家の為に、社会の為に活動」する男性のあり方と両立可能なかたちに馴化・変形したプロセスとして読むということになる。

さて馴化・変形のプロセスは、この良妻賢母批判を「社会及び家庭に於ける男子と女子との共同責任」(p.16) の主張に変えることから始まっている（変形a）。その主張はさらに飲酒や夜遊びによって「自己の放縱と自由を飽くなきまでに享有」する男性批判へとかたちを変える（変形b）。この変形bが「ヘゲモニー」において大きな効果を持っている。なぜならばこの変形bにより、「良夫良父主義」の議論の焦点が、放縱と自由の抑制へとずれこんでしまうからである。本文中の「私は男の放漫を、女も同様になし得るの権利があるとか、解放があるとか唱へる人の説には根本から反対するものであるが、之と同時に、婦人は男子に対して、婦人同様の責任を家庭及び妻に対して実行すべきことを要求するの熱情を注ぐことが大切であると思ふ」(p.26) という表現にみられるように、家庭における男女の共同責任の主張は放縱と自由の抑制の主張と対にされ、表裏一体のものとされる。

しかし放縱と自由は、男女それぞれに適用されるとき、異なった意味をもたされる。男性の場合は飲酒や夜遊びによって母親の安定した子育て環境をおびやかすことであるが、女性の場合には「権利とか、自由とかを高唱」(p.26) すること自体が非難される。「新しい女」を意識したと思われるこの非難は本文中の別の箇所においても繰り返されている。しかも「序に一言して置きたいのは世に議論をするのに、或る人の或る部分の説を引用して、その言葉を捉へて彼は議論する風があるが、これは学術上の争ひをなす場合に、学説とか、原理とかを明瞭にするために必要なものであるが、一般的な所信とか、所感とかを述べたものを根ほり葉ほり攻めたりして、『あなたは斯うおつしゃいましたね』と云ふ調子でわたり合ひをするのなどは最も無用で、人に迷惑をかけるものである。雑誌などでは読者こそ迷惑である。此等の事は、婦人の方により、雑誌などに澤山見えるが御互に眞髓丈けの戦ひにしたいものである」(pp.34~35) という長い表現で、「我が国の名流婦人」の「婦人職業論」(p.34) を紹介する途中に、唐突に前後の脈絡とは無関係なかた

ちで挿入されている。この文章は「婦人職業論を展開する婦人は、言葉尻を捉えた議論をし、迷惑な存在であり、取るに足らない」という印象を読者に与えると共に、「女性は権利や自由を主張すべきではない」というメタ・メッセージあるいはフレーム（解釈枠組み）を示している。

このような放縫と自由についての男女への適用の使い分けは、男性が「國の為に、社會の為に活動」し、最終的には「或る程度に家庭を犠牲に供する」状態を肯定してしまうことに、水脈を開いてしまったと考えられる。なぜなら、「良夫良父主義」の前半部分では「夫であるとか、父であるとか謂ふ男子は、男子として國家社会に貢献する為めに、その人の家庭に対する無責任と社會に対する放漫な行為を寛恕する理由とならないのである」(pp.26~27)と述べられているが、後半になると「男子は社會國家の維持発達に直接に活動するものであつて、彼の使命は、外部に対する活動を以て重しと見なければならぬ。時には、家庭をよそにして國家の為に、社會の為に活動しなければならぬ。これ実に止むを得ざる使命である（中略）。これは國の為めである。社會の為めである。決して夫たる男子のみの觀楽と、放漫との為めに家庭が犠牲にせらるべきものではない」(pp.31~32)と述べる。この2つの箇所は互いに不整合であるように一見読めるが、実は互いを峻別しているのは放縫と自由の抑制の有無であることが分かる。前半の箇所で非難されているのは國家社会への貢献そのものではなく、それにつきつけた「無責任」「放漫な行為」であり、後半では「使命」という言葉が用いられて、國家社会への貢献と「男子のみの觀楽と、放漫」との差異を強調するのである⁹。ここにおいて放縫と自由の抑制の主張は、國家社会への献身を放縫と自由の範疇から除くものに変形される（変形c）のである。

以上のように、「良夫良父主義」は「新しい女」による良妻賢母批判をうけて家庭に対して義務を負う男性像を提示したが、結局はむしろ「國の為に、社會の為に活動」する男性のあり方を人々に承認させるメッセージを送っていたと言える。そのプロセスにおいて最大のキーワードは「放縫と自由の抑制」であった。

（2）馴化・変形のプロセスが生みだされた背景

次に、(1)で述べた馴化・変形のプロセスが生みだされた背景を考察してみたい。

まず最初に、書き手である田子が、なぜこのような馴化・変形のストーリーを作り出したのかを論じることとする。第1節(2)でも述べたように、田子は内務官僚として、「健全な国民」を作り出すために必要な、生活の安定や向上をはかる場として「家庭」に注目した。彼はな

かでも親子関係、特に母子関係がもつ次世代の育成機能を重視しており、そのことは彼が幾つかの家庭論・婦人論において、子ども重視である点を日本女性の長所として挙げたり（田子1920d, pp.68~71）、アメリカとイギリスを比較して、親子関係重視の傾向がより強いイギリス文化を評価したりしている（田子1920a）ことからうかがえる。

しかし彼は一方で、女性の家庭外就労により「婦人の妻たるもの、母たるものと云ふ基礎観念を破って、家庭を軽く見、母たり妻たる務めを軽く見る様になり、家庭が社會生活に重みが少くなり、従つて家制にゆるみを生ずる」事態が起こっている、との危機感¹⁰を強くもっていた（田子1920b, p.81）。しかも田子は当時の婦人職業論を検討し、女性の家庭外就労の動機を、夫たる男性の収入不足と、夫の妻への「放縫」にあると見たのである（田子1920c）。田子がこれらの動機のうち、夫の妻への「放縫」を取り除こうとして展開したのが「良夫良父主義」であったと言えよう。ちなみにもう一方の動機である夫の収入不足に対して田子は、「俸給生活者の妻をして、内職によつて夫の収入不足を補はしめる様な俸給制度は根本から過つて居ると思う」（田子1920b, p.78）と述べ、家族賃金の導入の必要性を示唆すると共に、「一町歩足らずの土地では全家族を養ふことが出来ず、止むなく工場労働者となる」女性が出現しないよう、農村の建て直しを主張している（田子1920c, pp.81~82）。

そして更に注目すべきなのは、田子が社会改良主義者、いわゆるフェビアニストであったという点である。彼は前出の家族賃金の必要性を示唆する際にも、それがストライキのような労使の対決的交渉によって実現されるべきとは考えていなかった。田子が理想としていたのは、彼が欧米視察において見学した自動車製造業のフォード社で行われていたような、資本家の温情主義による労働者の待遇改善であった。田子は「労働者に相当な生活をなさしめるのは、資本家の義務である」（田子1920a, p.86）と述べるが、それは労働者に生活権があるからではなく、「生産は資本丈けで出来得ない」（前出, p.25）からであった。生産という面において「労働も資本も同一列に於て国家に貢献するのである」（前出, p.25）から、一方で労働者は権利を主張して直接行動に出るのをやめ、他方で資本家は自己の放縫にまかせて労働者を搾取しつくすのをやめるべきである、というのが彼の主張であった。

ここで気づくのが、田子の労使観と男女観が同じ構造をもっているということである。労使が生産において、それぞれ異なる部分を担いながらも相互に不可分であり対等であるように、男女も家庭においては異なる役

割を果たしつつ対等であると、田子は考えていた。したがって労働者同様、女性も「権利の高唱」をやめるべきであり、また資本家同様、男性も放縦を自制する義務をもっている、ということになるのである。「新しい女」などによるフェミニズムに対し、田子は労働争議に対するのと同じ姿勢で臨んだのである。「放縦と自由の抑制」はフェミニズムに限らず、労使対立などあらゆる二者の利害対立に対し、社会改良主義者としての田子が示した処方箋であった。

以上、書き手である田子の思想から背景を考察してみたが、更に「良夫良父主義」の読み手の「知」からも背景を論じる必要があるだろう。なぜならば田子個人の思考枠組みにとどまらず、「放縦と自由の抑制」が読者にもひろく共有される価値であったからこそ、田子はそれを馴化・変形を読者になっとくさせるフレーム（解釈枠組み）として採用したのだと考えられるからである。この点を明らかにすることが、筆者の今後の研究課題となっている¹¹⁾。

4.おわりに

本稿では、あくまで田子の「良夫良父主義」という一事例を対象にしてはあるが、日本の父親論がジェンダー・ポリティクスの「ヘゲモニー的装置」としてどのような知を示したのかを、考察した。今後の課題としては、本稿で見い出された「放縦と自由の抑制」をキーワードとする馴化・変形のプロセスが、他の父親論にも同様に見られるものなのか検証することなどが挙げられる。

田子は婦人参政権運動の賛同者であったり母子扶助法の推進者であったため、彼のジェンダー論は時代的限界性はちながらも比較的「進歩的」（『田子一民』編纂会 1970, p.438）とみなされがちであったのではないだろうか。しかし「良夫良父主義」を「ヘゲモニー的装置」として読み直すことで明らかになったのは、「放縦と自由の抑制」によって女性の「権利の高唱」を馴化する田子の社会改良主義的姿勢であり、更に言えば既存のジェンダー秩序がもつヘゲモニーとしてのいわば「しぶとさ」であり「したたかさ」であった。この様な読み直しを他資料においても重ねていくことによって、既存のジェンダー秩序を脱構築する方策を見い出すことができると、筆者は考える。

（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター 非常勤研究員）

（注）

1)田子は「良妻賢母」の対概念として通常思いつきやすい「良夫賢父」ではなく、「良夫良父」という言葉を採用し、評論の題名にも掲げている。実は田子は

「良夫良父主義」の他に、「良夫賢父」について言及した評論「幼稚園は親と子との要求を満足させよ」（雑誌『幼児教育』大正9（1920）年5月15日号掲載）を書いている。この評論の中では「昔から良妻賢母といふ事を申しますが、婦人ばかりに良と賢を要求する事は出来ません。男子もまた良夫賢父ならねばなりません」（『復刻・幼児の教育』第20巻, p.155）と「良夫賢父」という言葉を用いている。この評論は、日本幼稚園協会総会での田子の講演をまとめたものであることが副題から分かるが、この講演と評論「良夫良父主義」の脱稿のどちらが先であったかは、現時点では不明である。「良夫良父主義」が講演の内容を発展させて書かれたものであるとすれば、かつて用いた「良夫賢父」という言葉にかえて「良夫良父」を用いた点に、何らかの田子の意図があったのではないかとも考え得る。しかし一方で、評論「良夫良父主義」の本文を詳細に検討すると、「良夫（と）賢父」という言葉も2ヶ所において用いられている。その際「良父」と「賢父」の使い分けははっきりしていない。「良夫良父」と「良夫賢父」を全くの同一概念として取り扱って良いかどうかには、なお検討の余地があるが、少なくとも評論「良夫良父主義」においては両者の区別は徹底していない。

2)本稿において「ヘゲモニー装置」ではなく「ヘゲモニー的装置」という用語を採用するのは、今後分析を展開していく上で、「ヘゲモニー」定義を、ジットリンおよびグラムシによるものとは一部異なったかたちでおこなわなければならない可能性があるからである。最も変更が懸念されるのは「支配階級が従属階級や従属集団を支配」という部分についてである。近年、「男性=支配集団」「女性=従属集団」という枠組みではジェンダーの問題は捉えきれないという主張がフェミニズムの中からも見られ、例えば江原由美子は「男性支配」という枠組みに代わって「性支配」という枠組みを用いることを提唱している。筆者の立場は、「男性支配」枠組みでは捉えにくいジェンダーの問題があることを認めた上で、代替枠組みの設定はジェンダーの権力関係を不可視にすることがないよう慎重を期さなければならない、というものである。そして代替枠組みの立て方は、具体的な資料の分析の十二分な蓄積により、方向づけられるべきであると考える。したがって本稿では具体的な資料の分析のために暫定的に「ヘゲモニー」定義をジットリンおよびグラムシに依拠し、今後の変更可能性を示唆するために「ヘゲモニー的装置」という用語を採用することとする。なお、「ヘゲモニー」とい

う用語は、しばしば「指導（的）」あるいは「霸権（的）」などと訳されるが、本稿ではあえて「ヘゲモニー」と記述することとした。その理由は、第一に、本稿はジットリンおよびグラムシによって示された「ヘゲモニー」概念の、「反対」を馴化する柔軟性に着目するのであり、「指導」や「霸権」という訳語では、上から下への一方的な強制力による支配と混同されてしまうおそれがあること。第二に、本稿同様に「ヘゲモニー」の柔軟性に着目してきたカルチュラル・スタディーズにおいては、「ヘゲモニー」に訳語を当てずあえてそのまま用いていること、である。なお、「ヘゲモニー」と上から下への一方的な支配との違い、およびカルチュラル・スタディーズによる用いられ方についてはホール1996、伊藤1997、黒沢1997を参照した。

- 3)筆者はこれまで、伊賀駒吉郎の「良夫賢父」論（明治40／1907）や与謝野晶子の評論「寧ろ父性を保護せよ」にみられる父親論（大正8／1919）を分析してきた。また筆者が現時点で確認したものとしては、明治32（1899）年発行の『女学雑誌』482号に清水紫琴「家庭に於る父子の関係に就て」という評論があり、「双方（筆者注：父子双方の意）より遺憾なく、愛情を、発表するの習慣を、付け置かねばならぬ事なり」と述べている。なおこの清水の評論については、沢山美香子が研究論文において言及している（沢山19 87, p.66）。そして読売新聞『よみうり婦人附録』大正7（1918）年1月18日号～同月31日号における「良夫賢父」特集記事があり、嘉悦孝子、鳩山薰子、矢島梅子、山脇房子、棚橋純子、伊藤貞勝、吉岡弥生、与謝野晶子、三輪田元道、河井道子、井上哲次郎、という当時の著名な評論家・教育家の顔ぶれが並んでいる。回答者によって「良夫賢父」論の内容は実に様々であるが、情愛的な父親像を提示したものも幾つか見られる。さらには『婦女新聞』昭和4（1929）年5月26日号～昭和11（1936）年11月29日号における「良夫賢父」に関する一連の社説があり、「男子の学校教科書に良夫賢父の章を入れ人生の真の幸福が、社会国家的偉人たるよりも、家庭の良夫賢父たるにある事を知らせるのが急要である」と主張している。これらの言説についても、いずれ別稿にて取り上げ 論じていきたい。

4)近年の日本における近代家族研究の動向、およびその中における観念と「実態」との関係性に関する議論については、落合恵美子（1995）を参照のこと。

5)言説による家族の観念研究の草分け的存在である山村賢明の『日本人と母』（1971）においては、多くの

視聴者をもっていたと思われるテレビドラマやラジオ番組、そして国定教科書が資料として採用されている。また近年の研究を見ても、牟田和恵（1996）は教科書や啓蒙的総合雑誌を、坂本佳鶴恵（1997）は映画を採用している

6)注3)を参照のこと。

7)本稿で取り上げる田子の父親論の場合、「良夫良父主義」が単行本に書き下ろされていること、田子が父親や家族について執筆する雑誌が新中間層以上の階層を対象にした婦人雑誌・育児雑誌であったことを考えると、たとえ彼の父親論が「実態」へ直接的な影響を与えたとしても、限られた上～中の上の階層に属する人々に対してであったことになる。「良夫良父主義」を含む単行本『新時代の婦人』の発行部数は明らかではないが、田子が執筆対象としていた雑誌の発行部数が最大のものでも数万部（例えば1927年において『婦人の友』約6万部、『婦人公論』約2万5000部など。以上の数値は岩井1997、pp.76～77による）であった。ただし本文(2)の中でも述べるように、田子は内務官僚として、知の権力行使においては比較的権威的な立場にいたこともまた、事実である。しかも本文で後述するように「良夫良父主義」においては男性の「飲酒」が「夜遊び」と共に非難されているが、田子は他の評論において繰り返し禁酒運動の重要性を説いており、当時盛んであった廢娼・禁酒運動を通じて、彼の父親論がより広く人々へ影響を与えた可能性もある。しかしこれらについては当時の禁酒運動参加者の父親觀・男性觀を検討してみる必要があり、今後の課題である。

8)先行研究においても、父親の觀念にはしばしば不整合がみられる。例えば牟田和恵は、明治期総合雑誌の誌面にあらわれた家族觀を分析し、明治20年代後半から男女の分業が強調され家政への男性の関与が言及されなくなると指摘しているが（牟田前掲、pp.63～64）、一方明治期修身教科書にみられる家族觀を分析したところ、明治20年代後半以降に親子關係の親密さを示す挿絵が登場し「とくに父子の關係は現代よりもむしろ密着で情緒的であるといえるような感想さえもつ」（同p.93）とも報告している。「情緒的に子どもと密接に関わる父親」という觀念が明治20年代後半を境に強まったとも弱まったともされ、整合性のある説明をつけるのは容易ではない。

9)一方で女性の家庭外での活動が、「放縱と自由」と見なされていることは言うまでもない。田子は欧米流のカップル単位による社交を、子どもが乳母などの手に預けられることになり「冷たい家庭」に泣かな

ければならない、と非難している。だが一方で前述の加藤千香子も述べているように、彼は禁酒運動など、社会事業や社会改良運動の重要な担い手として女性に多大に期待するところがあり、ここでも社会への貢献が「放縦と自由」から除外されている。

10)ここで視野に入れる必要があるのが、「家」イデオロギーの問題である。加藤千香子は、田子は祖先からの土地と結びついた土着的な「イエ」に代わる存在として「魂の存続」に根拠を置く非実在の観念的「家」を浮上させた、と述べている。この「家」イデオロギーは「同族同血」の天皇と結びつけられることによって、国家イデオロギーとして機能する一方、家族成員間の道徳を強調することによって現実の「家庭」の結集力を強固にした、という（加藤1995, p.69）。田子が「良夫良父主義」で示した男女成員が有機体的に結びつく家庭像は、「家」イデオロギーによって提示された魂の結びつきとしての家族像と重なるものであり、したがって「良夫良父主義」が主張した夫の妻に対する道徳は、「家」イデオロギーの鼓吹の一形態であったと読むこともできる。田子の危機感は、具体的には「家」イデオロギーの崩壊に対する危機感と言えるのかもしれない。しかしこの点についてはまた稿を改めて論じたい。というのも、加藤はこの「家」イデオロギーを「日本的な」（前出, p.69）ものであると述べているが、この点については大いに議論の分かれるところと思われるからである。家庭における道徳の強調と国家統合イデオロギーの結びつきについては、注11)で後述する「市民的価値観」をめぐる議論があり、こちらは西欧社会に対する分析概念である。「家」イデオロギーが果たして「日本的な」ものなのか、それとも「市民的価値観」のバリエーションとして「家」イデオロギーをとらえることができるのか（その場合は「市民的価値観」は西欧社会というよりも近代社会にたいして用いることの出来る分析概念ということになる）、しばし更なる検討が必要と筆者は考える。

11)ただし、あえて不十分ながら一仮説を提示すれば、非常に気になるのはモッセの「市民的価値観（リスペクタビリティ）」概念である。モッセは「市民的価値観」を今日我々が当然のこととみなしているセクシュアリティに対する適切な態度およびあらゆる「礼にかなった正しい」作法と道徳をさす、と定義し（モッセ1996, p.9）作法や道徳によって内在的に人間の性的情熱を制御することが求められた（同、p.12）という。振り返ってみると、「良夫良父主義」で求められている“放縦と自由の抑制”は「飲酒」

「夜遊び」といった男性のセクシュアリティあり方の制御であり、また実際、同時代には廃娼・禁酒運動が盛んであった。これらのことを考え合わせると、当時の日本にも一種の「市民的価値観」が形成されており、それだからこそ読者は男性のセクシュアリティの制御の主張である「良夫良父主義」を受け入れ得たのではないか、と考えることができよう。この仮説の検証のためには、モッセの「市民的価値観」概念を詳細に検討した上で、「良夫良父主義」の書かれた当時のセクシュアリティをめぐる言説を幅広く収集・分析し、日本における「市民的価値観」の形成状況を分析することが、今後必要な作業となるだろう。ただし、赤川学1996はオナニーを巡る言説を分析し、国家という外的権力が（リスペクタビリティを通じて）個人のセクシュアリティを内面を抑圧した、というモッセの枠組みは日本には当てはまらない場合があることを指摘している。西欧社会に対する分析概念を、そのまま日本社会に対する分析概念として単純に適用できないのは、当然のことであり、慎重な検討が必要となろう。

＜参考・引用文献＞

- 赤川学 「オナニーの歴史社会学」「セクシュアリティの社会学」岩波書店、1996、pp.95～112
 有地亨 『日本の親子二百年』新潮社、1986
 江原由美子『装置としての性支配』勁草書房、1995
 Gitlin,Todd “Prime time ideology:the hegemonic process in television entertainment”,Social Problems 26 1979, pp.251～266
 The Whole New World in Watching:Mass Media in the Making and Unmaking of the New Left, Univ. of California Press, 1980
 ホール,
 スチュアート「カルチュラル・スタディーズとグラムシアン・アプローチ」『立命館産業社会論集』第32巻第3号、1996、pp.158～163
 伊藤公雄 「グラムシとカルチュラル・スタディース」『月刊フォーラム』9巻11月号、社会評論社、1997、pp.20～25
 岩井サチコ 「《解説》（日記一大正元年九月一日より福島四郎）」「婦女新聞」と女性の近代』不二出版、1997、pp.76～79
 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989
 「近代家族の曲がり角(1)」『日本研究』第12集、国際日本文化研究センター、1995、

- pp.89~100
 大畠裕嗣 「社会運動、マス・メディア、受け手」「新聞学評論」No.37、日本新聞学会、1988、
 pp.83~97
- 海妻径子 「伊賀駒吉郎『女性大観』における「良夫賢父」論」「人間文化研究年報」第19号、お茶の水女子大学人間文化研究科、1995、
 pp.228~234
 「与謝野晶子『寧ろ父性を保護せよ』にみられる父親論」「生活社会科学研究」第3号、
 お茶の水女子大学生活社会学科、1996、
 pp.43~57
- 加藤千香子 「大正デモクラシー期における『国民』統合と『国家』－内務官僚・田子一民の思想にみる－」「日本史研究」398、日本史研究会、1995、pp.58~71
 「近代日本の国家と家族に関する一考察－大正期・内務官僚の思想に見る」「横浜国立大学人文紀要 第一類 哲学・社会科学」
 No.42、1996
- 黒沢惟昭 「ヘゲモニーと教育への序章－M・A・マナコルダ『グラムシにおける教育原理』を手がかりにして」「月刊フォーラム」9巻11
 月号、社会評論社、1997、pp.48~59
- モッセ、
 ジョージ・L 「ナショナリズムとセクシュアリティ」佐藤卓己・佐藤八寿子訳、柏書房、1996
- 牟田和恵 「戦略としての家族」新曜社、1996
- 斎藤正美 「クリティカル・ディスコース・アナリシス－ニュースの知／権力を読み徳方法論－新聞の『ウーマン・リブ運動』(一九七〇)を事例として」「マス・コミュニケーション研究」No.52、マス・コミュニケーション学会、1998、pp.50~65
- 坂本佳鶴惠 「<家族>イメージの誕生」新曜社、1997
- 沢山美果子 「近代的母親像の形成についての一考察－一八九〇～一九〇〇年代における育児論の展開－」「歴史評論」No.443、歴史科学協議会編、校倉書房、1987、pp.63~81
 「子育てにおける男と女」「日本女性生活史」女性史総合研究会編、東京大学出版会、
 1990、pp.125~162
- 田子一民 「改造の欧米より」白水社、1920 a
 「学校寺院を原動力とする社会改良」白水社、1920b
 「職業婦人の新らしき悲哀」「新時代の婦人」
- 白水社、1920c、pp.72~97
 「優しい悲しみ」「新時代の婦人」白水社、
 1920d、pp.56~71
 「良夫良父主義」「新時代の婦人」白水社、
 1920e、pp.13~40
 「幼稚園は親と子との要求を満足させよ」「
 幼児教育復刻刊行会編『復刻・幼児の教育』
 第20巻、1979、pp.151~162
 「社会福祉古典叢書5 田子一民・山崎巖」
 凤書院、1982
 「田子一民」編纂会編・発行「田子一民」1970
 山村賢明 「日本人と母」東洋館出版社、1971
 吉澤夏子 「フェミニズムの困難」勁草書房、1993